

公益財団法人秦野市スポーツ協会物品貸出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公益財団法人秦野市スポーツ協会（以下、「本協会」という。）の物品の貸出に関して、必要な事項を定めるものとする。ただし、本協会事業及びカルチャーパーク総合体育館内で使用する場合は、この限りではない。

(対象)

第2条 この基準でいう物品とは、本協会が管理する備品及び消耗品の内、別表「貸出物品リスト」のとおりとする。

2 この基準による物品の貸出は、別表「秦野市スポーツ協会物品貸出基準にかかる無償基準について」に該当する団体を対象とする。

(貸出の方法)

第3条 物品の貸出を受けようとする者（以下、「借用申請者」という。）は、会長あてに様式1号「物品貸出申請書」を貸出希望日10日前までに提出する

(貸出の可否)

第4条 前条の申請があった場合、会長はその内容を検討し、問題がないと判断した場合は借用申請者に対して貸出の決定を様式2号「物品貸出決定通知書」により通知する。なお、内容を検討した結果貸出を行わないと決定した場合については、様式3号「物品貸出不決定通知書」により通知する。

(期間)

第5条 貸出の期間は会計年度（4月1日から翌3月31日）を越えることはできない。

(搬送)

第6条 貸出に伴う搬入搬出の経費は、借用申請者が負担する。

(物品の取扱い・事故等について)

第7条 借用申請者は、最善なる管理者の注意義務を払って物品を使用しなければならない。

2 借用申請者が、物品の使用中に事故があった場合であっても、本協会に損害を請求することはできない。

3 借用申請者は、貸出を受けた物品に毀損、破損及び故障等の事故があった場合には、借用申請者の責任で原状に復するものとする。その場合の経費

は借用申請者が負担する。

- 4 前項において、原状復帰までの期間に本協会が当該物品を事業で使用する場合には、借用申請者は、同等の性能を有する物品を用意し、本協会事業に支障が出ないようにしなければならない。その場合の経費は借用申請者が負担しなければならない。

(その他)

第8条 貸出物品の管理は、借用申請者が行う。

- 2 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この基準は、令和2年6月1日から施行する。

別表「秦野市スポーツ協会物品貸出基準にかかる無償基準について」

貸出の種類	貸 出 対 象 者
無償貸出	<ol style="list-style-type: none">1 秦野市及び当協会加盟団体が体育・スポーツ事業を実施するために利用する場合の貸出。2 公共的団体が市スポーツ推進計画に寄与する体育・スポーツ事業を市民を対象として実施するために利用する場合の貸出。3 公立学校が児童又は生徒を対象とした体育・スポーツ事業を実施するために利用する場合の貸出。4 上記のほか、会長が必要と認める事業を実施するために利用する場合の貸出。

様式1号（第3条関係）

物 品 貸 出 申 請 書

年 月 日

公益財団法人

秦野市スポーツ協会会長

団体名

住 所

代表者

印

次のとおり公益財団法人秦野市スポーツ協会物品貸出基準の規定に従い、
次の物品の貸出を受けたく申請します。

1 貸出希望物品・台数

2 貸出申請理由（使用目的）

3 貸出希望期間 年 月 日 ～ 年 月 日
（搬出予定日 年 月 日 午前・午後 : ）
（搬入予定日 年 月 日 午前・午後 : ）

4 貸出を受ける責任者・連絡先

（連絡先 Tel. ())

※貸出対象物品・台数が多数ある場合は、別紙に記入し添付も可

様式 2 号（第 4 条関係）

物 品 貸 出 決 定 通 知 書

年 月 日

（貸出申請者）

公益財団法人秦野市スポーツ協会
会 長

公益財団法人秦野市スポーツ協会物品貸出基準の規定に従い、次の物品の貸出を決定したので通知します。

1 貸出決定物品・台数

2 貸出決定理由（使用目的）

3 貸出決定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

様式 3 号（第 4 条関係）

物 品 貸 出 不 決 定 通 知 書

年 月 日

（貸出申請者）

公益財団法人秦野市スポーツ協会
会 長

公益財団法人秦野市スポーツ協会物品貸出基準の規定に従い、次の物品の貸出を不決定としたので通知します。

1 貸出不決定物品・台数